

児童相談所と関係機関との連携及び職員配置案の見直しについて

(付議の要旨) 区は、本年3月に閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(以下、「国強化策」という)における児童相談所の体制強化等の方策を踏まえた職員配置案の見直し等を図るとともに、児童虐待事案等への迅速・的確な対応を実施するための児童相談所の体制強化や関係機関との連携方策についての検討を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 主旨

区は、本年3月に閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(以下、「国強化策」という)における児童相談所の体制強化等の方策を踏まえた職員配置案の見直し等を図るとともに、児童虐待事案等への迅速・的確な対応を実施するための児童相談所の体制強化や関係機関との連携方策についての検討を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

2 国強化策を踏まえた児童相談所職員配置案の見直し等について

(1) 国強化策の概要

国は、児童虐待死亡事件が続く深刻な状況への対応として、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化からなる対策を本年3月に閣僚会議で決定するとともに、本対策を実施するため、今国会で児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の一部を改正する法律を成立させた。

区では、国強化策の確実な実施に向けて児童相談所職員配置案の見直しや警察との連携体制を構築するものとする。 ※国強化策(抜粋版)は別紙1のとおり

(2) 警察との連携について

「国強化策」で示された児童相談所と警察との連携を強化するため、児童虐待事案の情報共有や連携に係る協定を警視庁と締結する。

①現状

都は、平成30年9月に警視庁と「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」を締結し、児童虐待事案に的確に対応するための相互に保有する情報を共有するなど、警察との連携体制の構築を図っている。

②連携内容 ※連携イメージは別紙2のとおり

児童相談所運営指針により国が示している、児童相談所が児童虐待通告・相

談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性がある重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等の情報を警察と共有することを基本としつつ、子どもの安全を最優先とした視点から、区及び警察は以下のとおり情報を相互に共有する。なお、共有内容については、警察と協議を継続していく。(令和2年3月を目途に警視庁と連携協定を締結予定)

(共有内容の案)

○児童相談所から警察へ提供する情報

- ・虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
- ・上記の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報
- ・通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
- ・区外の児童相談所からケース移管された事案及び区外の児童相談所へケース移管した事案の情報 **(区独自の共有項目)**

○警察から児童相談所へ提供する情報

- ・児童福祉法第25条の通告のほか、児童虐待の疑いがあるとして調査したが、児童通告に至らなかった事案の情報 **(区独自の共有項目)**

※以上のほか、警察から緊急の相談履歴の照会があった場合については個別に対応する。

(3) 弁護士の配置について

「国強化策」で示された児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備等を踏まえて、児童相談所の業務運営において法的知見が必要な場合に対応できる体制の構築を図るため、弁護士を1名から2名にするとともに、不在時にも電話やメールにより、常時、助言・指導を受けられる体制を整備する。

配置人数：1名から2名に変更

雇用形態：非常勤職員または業務委託

勤務日数：月4日×2名

※上記の非常勤職員の弁護士に、別途、個別ケースごとに訴訟委任契約を締結する。

3 児童相談所の体制強化及び関係機関との連携について

児童虐待事案等への迅速・的確な対応を実施するための児童相談所の体制強化や関係機関との連携方策についての検討を行い、区は以下のとおり児童相談所職員配置案を見直すとともに、関係機関との連携を図る。

(1) 警察官OBの配置案の見直しの内容

虐待通告や非行の初動対応、困難事例における訪問同行や面接同席、警察署や少年センターとの連絡・調整など、児童相談所の専門性と対応力の強化を図るため、警察官OBを1名から2名にする。

配置人数：1名から2名に変更

雇用形態：非常勤職員

勤務日数：月16日×2名

※警察が関与する可能性がある重篤な事案については、危機管理室との連携を図る。

(2) 医療機関との連携について

①現状

都は、児童相談センター内に常勤の医師を配置しており、当該医師が定期的に地域児童相談所へ派遣され、医学診断を実施している。

このほか、法医学や婦人科の知見が必要な場合など、児童相談センターの医師のみでは判断できないケースは東京都児童相談所協力医師制度により、セカンドオピニオンを確保し、助言を受けている。

②連携内容 ※医療連携イメージは別紙3-1、2のとおり

児童相談所へ配置する医師のみでは対応しきれない医学的診断・治療が必要になるケースについて、迅速かつ適切に対応するため、以下により児童相談所と医療機関との区独自のより緊密な連携体制を構築する。

ア 専門性の高い精密評価等の協力医療機関・医師の確保

子どもと保護者における親子関係の精密評価や保護者等へのカウンセリングを医療機関・医師との協力により実施することにより、児童相談所と医療機関が適切に連携しながら家庭を支援する。

イ セカンドオピニオンの確保

重篤な身体的虐待や性的虐待等、法医学や婦人科等専門的な助言を得て、児童相談所における迅速かつ適切な相談援助活動が実施できるよう、東京都児童相談所協力医師制度を活用してセカンドオピニオンを確保する。

ウ その他

これまで「世田谷区児童相談所設置・運営計画第3次更新計画案」等で示したとおり、医師2名を配置する。医師は、各々の担当業務に専念できる業

務分担により、児童相談所の虐待対応への対応力の強化を図る。

配置人数：小児科医 1 名、精神科医 1 名

雇用形態：非常勤職員または業務委託

勤務日数：月 8 日×各 1 名 計 2 名

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年 7 月	福祉保健常任委員会報告 （児童相談所設置・運営計画最終更新）
令和 2 年 4 月	児童相談所開設、運用開始